

# 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行 事業者である旨の届出書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合に関する法律第2条に規定する有限責任組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの（以下「任意組合等」といいます。）の組合員である適格請求書発行事業者が、当該任意組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき、適格請求書若しくは適格簡易請求書（以下「適格請求書等」といいます。）を交付し、又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供しようとする場合に、任意組合等の業務を執行する者（以下「業務執行組合員」といいます。）が当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の6①）。

（注）1 この届出書は、任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である場合に、業務執行組合員が提出することができます。

2 業務執行組合員とは、次に掲げる任意組合等の区分に応じ、それぞれ次の者をいいます（令70の14①）。

イ 民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合

当該組合の組合員のうち同法第670条第3項に規定する業務執行者（当該業務執行者が複数あるときは当該業務執行者のうちの業務執行者とし、業務執行者が存在しないときは当該組合の組合員のうちの組合員とします。）

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合

当該投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員（当該無限責任組合員が複数あるときは、当該無限責任組合員のうちの組合員とします。）

ハ 有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合

当該有限責任事業組合の業務を執行する同法第29条第3項に規定する組合員

ニ 外国の法令に基づいて設立された団体であって、上記イからハまでに掲げる組合に類似するもの

上記イからハまでに該当する者に準ずる者

## 2 提出時期等

この届出書を提出した日以後に行う課税資産の譲渡等については、任意組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき適格請求書等を交付すること（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することを含みます。以下同じです。）ができます。

## 3 記載要領

(1) 「届出者以外の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号」欄に全ての組合員の記載ができない場合は、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書（別紙）」に記載してください。

(2) 「存続期間」欄は、任意組合等の存続期間を記載します。存続期間の終了日が未定の場合は「至 元号 年 月 日」の記載は不要です。

(3) 「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

## 4 留意事項

(1) 「登録番号」欄は、登録を受けた番号を記載します。なお、登録番号のTの記載は不要です（Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。

(2) この届出書を提出した任意組合等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該該当することとなった日以後に行う当該任意組合の事業として国内において行った課税資産の譲渡等については、適格請求書等を交付することはできません（法57の6②）。

イ 適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合

ロ 当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合

(3) 上記(2)の場合に該当することとなったときは、「任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書」を提出する必要があります（法57の6②）。

(4) この届出書を提出した業務執行組合員は、この届出書に記載した事項に変更があったときは、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書」を提出する必要があります（令70の14③）。

(5) この届出書を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合には、その清算に係る清算人は、「任意組合等の清算が終了した旨の届出書」を提出する必要があります（令70の14④）。

## 5 添付書類

任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写し

## 6 その他

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ&Aなどの情報を掲載しています。

特設サイト

